

令和8年度東京都子供若者シェルター・相談支援事業補助金交付事業者公募要領

令和8年4月23日付8福祉子家第203号

1 補助金概要

家庭等に居場所のない10代から20代の子供・若者は、一時保護や施設入所等を望まない、あるいは年齢により対象とならない場合もある一方で、家庭内での状況等に応じた様々なニーズを抱えていることから、こうした子供・若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がない子供・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）の提供や生活支援、相談支援、心理療法支援、日中の居場所の提供、就労支援・就学支援、弁護士連携支援、送迎支援の経費の一部について補助する。

2 補助条件

(1) 事業者要件

- ア 子供若者支援を行う民間団体であること。
- イ 原則として、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）の法人格を有すること。ただし、都知事が認めた場合はこの限りではない。
- ウ 東京都内に活動拠点を有していること。ただし、次の各号に定める団体を除く。
 - (ア) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がある団体
 - (ウ) 組織的な犯罪行為やそれによる資金、収益を目的に設立された団体
 - (エ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - (オ) 法人その他の団体の代表者、役員で、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者がある団体
 - (カ) 本事業の適正な実施に支障を来す法令違反を行う団体
 - (キ) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員で、本事業の適正な実施に支障を来す法令違反を行う者がある団体

(2) 補助対象事業及び補助基準額

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(1) 宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援（子供若者シェルター）	金 19,299,000 円 （1 か所当たり）	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借
(2) 食事の提供その他日常生活に必要な費用	金 1,869 円 （こども・若者 1 人日当たり）	
(3) 心理療法（カウンセリング）支援	金 7,005,101 円	

	(1か所当たり)	料、共済費、扶助費、その他知事が適当と認めた経費
(4) 日中の居場所の提供、就労支援・就学支援	金 6,881,432 円 (1人当たり) ※1か所当たり2人まで	
(5) 弁護士連携支援	金 3,120,000 円 (1か所当たり)	
(6) 送迎支援	金 1,540 円 (1回当たり)	
(7) (3)～(6)すべて実施 (ただし(4)は2人配置の場合に限る。)	金 24,221,000 円 (1か所当たり)	

※上記(1)から(6)までのうち、(1)は必須事業であること。

※上記(3)から(6)まで全て実施(ただし、(4)は2人配置の場合に限る。)の場合は、(3)から(6)までの合計額に代わり、(7)の基準額を適用することが可能であること。

※国庫補助金交付要綱の改正に伴い、変更となる場合があります。

(3) 補助対象期間

令和8年4月1日(水曜日)から令和9年3月31日(水曜日)まで

3 申請手続

交付申請を行う事業者は以下のとおり書類を提出すること

(1) 提出書類

ア 交付申請書及び添付書類(別紙様式1、別紙様式1-2から別紙様式1-5まで)

イ 参考となる資料

ウ 印鑑証明書

エ 団体の定款又は寄付行為の写し(発行年月日から3か月以内)等団体の概要が分かる資料

オ 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書等団体の決算状況が分かる書類

(2) 提出期限

令和8年6月22日(月曜日)

(3) 提出方法

電子メール及び郵送にて申請書をお送りください。

<電子メールの送付先>

メールの件名を「【団体名】令和8年度東京都子供若者シェルター・相談支援事業(公募書類提出)」としてください。

<紙媒体による郵送の送付先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階北側

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課子育て事業担当

(4) ヒアリング及び現地調査

都において交付申請書類を受付後、申請内容等に関するヒアリング及び居場所提供場所の現地調査を実施する。日時は別途連絡する。

4 補助金の交付対象事業者の決定

提出された申請書類に基づき、必要に応じて別途指定する日時においてヒアリングや居場所提供場所の現地確認を行う。その後、都が別途開催する補助金審査委員会において下記の項目に基づき審査を行い、その結果を踏まえ、交付決定又は不交付決定を行う。

＜令和8年度東京都子供若者シェルター・相談支援事業補助金審査項目＞

(1) 補助事業者としての適格性

- ・本事業の目的を十分に理解しているか
- ・公的機関と連携・協力して事業を実施する姿勢が見られるか
- ・適切な実施体制や必要な人員が確保できるか
- ・本事業に類する事業の実績があり、専門知識やノウハウを有しているか

(2) 事業内容の妥当性

- ・本事業の目的と合致した事業計画となっているか
- ・企画内容が具体的であるか
- ・子供、若者等の支援に資する効果的な内容となっているか
- ・子供、若者等が安全で安心して支援を受けることができる環境を確保できるか

(3) 事業内容の実現性

- ・団体の過去の実績に照らして実現可能であるか
- ・実施主体の財政規模と事業規模とに大きな開きがないか
- ・実施方法及び実施スケジュールは現実的か

(4) 事業経費の適正性

- ・費用対効果は適切か
- ・事業内容や事業規模に見合った経費見積もりか
- ・経費区分ができているか

5 補助対象事業者決定までのスケジュール（予定）（再掲あり）

令和8年6月22日（月曜日）	申請書提出期限
令和8年6月22日（月曜日） ～令和8年7月10日（金曜日）	事業者ヒアリング 居場所提供場所の現地調査
令和8年7月上旬～同月中旬頃	補助金審査委員会の開催
令和8年7月下旬頃	審査結果（交付決定・不交付決定）の通知

6 申請に当たっての留意事項

- (1) 交付申請に当たって提出した書類については、都が補正を求めた場合を除き、書換えや撤回をすることはできない。また、返却もしない。なお、都が申請書類の補正を求めた場合には、これに速やかに応じること。
- (2) 補助金審査委員会における審査は、別紙の基準に沿って実施する。
- (3) 審査結果は、全ての参加事業者にも文書で通知する。通知した審査結果以外の審査に関する情報や、交付決定されなかった理由等、審査に関する質問には一切回答しない。
- (4) 緊急事態が発生した場合等は、予定されている日程を延期もしくは中止することがある。

7 問合せ先

福祉局子供・子育て支援部家庭支援課子育て事業担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎30階北側

電話 03-5320-4371（内線）32-668

メールアドレス S1140502@section.metro.tokyo.jp